

地域の観光資源に係るターゲティング業務
及びプロモーション業務委託仕様書
(企画提案時)

令和3年12月

福岡市

目次

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 委託件名 | 2 |
| 2 | 履行期間 | 2 |
| 3 | 本業務の目的 | 2 |
| 4 | 本業務の内容 | 2 |
| 5 | 乙の責務 | 4 |
| 6 | 総括責任者及び各業務責任者の選任等 | 4 |
| 7 | その他 | 4 |

本仕様書は「地域の観光資源に係るターゲティング業務及びプロモーション業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 委託件名

地域の観光資源に係るターゲティング業務及びプロモーション業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

3 本業務の目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、世界的に旅行需要が冷え込む中、今後コロナ収束後の観光需要回復期に旅行先として選ばれるよう、台湾の旅行者を対象に、コロナ禍で変容したニーズを把握し、ターゲットを分析・設定するとともに、福岡市、北九州市、熊本市、日田市（以下、「四市」という。）の観光資源の魅力を効果的に発信し、今後のプロモーションに活かすことを目的とする。

4 本業務の内容

（1）全体業務関連

- ・本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・（2）～（7）の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて提案すること。
- ・従事者が新型コロナウイルス感染症に感染する等、当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。
- ・コロナ禍における新たなニーズ（サステナブルツーリズム等）を踏まえた提案を行うこと。

（2）ターゲット及び観光コンテンツ特定業務

- ・コロナ禍での台湾旅行者の興味関心や、顕在ニーズと潜在ニーズの変化を調査・分析し、四市のターゲット層及び観光コンテンツの特定を行うこと。
- ・調査概要は、以下の通りである。

①調査項目

想定している調査手法（アンケート調査等）やサンプル数、設問数、ならびに分析手法は予め企画提案書に具体的記載すること。サンプル数や設問数等については、分析を行う上で十分な数を設定すること。

②調査対象

台湾に在住する海外旅行経験者、訪日旅行の経験者などを中心として調査を行うこと。

③分析項目

分析は、いずれも今後四市を訪れる可能性の高い台湾からの訪日旅行者を誘致することを目的に行うものとする。なお、本調査は、新型コロナウイルス感染拡大により変化したことが推察される台湾からの旅行者のニーズや地域における台湾からの旅行者の現状分析を正しく行うとともに、回復期において台湾市場へ訴求すべき観光コンテンツの把握を行うもの。

(3) プロモーション業務

- ・上記(2)の分析結果に基づき特定したターゲットに対し、四市の認知度及び訪問意欲の向上を図るため、広告配信によるプロモーションを実施すること。
- ・四市の認知拡大と旅行意欲の促進を行うため、上記(2)の分析結果等を活用し、四市への訪問確度の高い旅行検討層に対して効果的に広告配信を実施すること。
- ・コロナ禍において有効なプロモーション手法を提案するとともに、モデルプランや掲載コンテンツ数等については四市と協議の上決定すること。
- ・Webメディア等を活用する場合は、検索エンジン最適化(SEO)対策を講じること
- ・プロモーション業務におけるKPI(インプレッション数、PV数、クリック数、エンゲージメント率など)を設定し、達成に向けたロジカルな提案を行うこと。また、その結果についても計測を最適な回数分実施し、四市へ報告すること。
- ・本キャンペーンにかかる諸経費(バナー製作費等)は委託費内に含むこと。

(4) 効果検証業務

- ・上記(2)及び(3)の一連の業務による分析及び検証をデジタルマーケティングの視点で実施することとし、業務の効果及び実績について把握方法を含めて明確にすること。
- ・業務報告については、分析結果に基づく数値や現段階でのターゲットの他、考察を含む分析レポートとして次年度以降の台湾をターゲットとしたプロモーション事業等に活用できる内容とする。

(5) 報告書作成

- ・業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(4)に示す効果検証(定量的、定性的データ分析等)や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

①種類等：紙媒体(4部)、電子データ

②提出先：福岡市、北九州市、熊本市、日田市

(6) その他の追加提案

- ・本業務全般について、仕様書に記載する事項以外に、上記「3 本業務の目的」に資する追加提案がある場合は具体的に提示すること。ただし、追加提案部分は、本業務の提案限度価格の範囲内とする。

(7) その他

- ・契約方法にあたっては、四市それぞれと個別に締結するものとし、締結にあたっては各自治体の契約規則等に則るものとする。
- ・事業実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、国や県の動向等もふまえ実施内容及びスケジュールを調整するほか、感染状況等によっては、契約締結後に四市から事業内容、契約金額及び事業期間等を変更する可能性があるため、受託者は柔軟に対応すること。
- ・上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。

5 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

①サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。

特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

7 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取

り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させること。

- (4) 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- (5) 本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、四市に帰属する。
- (6) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。